

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年8月1日（令和6年（行情）諮問第857号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第266号）

事件名：行政文書ファイル「公務員宿舍執務参考資料（平成30年度）」につ
づられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に
対し、別紙の2に掲げる7文書（以下、順に「文書1」ないし「文書7」
といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示
とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月10日付け防官文第16
6号及び令和6年3月27日付け同第7075号により防衛大臣（以下
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定
（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」と
いう。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おお
むね以下のとおりである。

（1）原処分1関係

ア及びイ（略）

（2）原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ
きである。

イないしエ（略）

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、対象文書に漏れがないか、
念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当
する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 2 年 1 月 10 日付け防官文第 166 号により、文書 1 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和 6 年 3 月 27 日付け防官文第 7075 号により、文書 2 ないし文書 7 について、法 5 条 4 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 4 年 6 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法 5 条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法 5 条 4 号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）及び（2）（略）

（3）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記 2 のとおり、本件対象文書の一部が同条 4 号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（4）及び（5）（略）

（6）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（7）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| ① 令和 6 年 8 月 1 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年 9 月 6 日 | 審議 |
| ④ 令和 8 年 5 月 22 日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年 6 月 19 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると、当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書には、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「公務員宿舎執務参考資料（平成30年度）」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2017年度、大分類：宿舎、中分類：宿舎管理、名称（小分類）：公務員宿舎執務参考資料（平成30年度））との記載があったことから、平成30年度公務員宿舎概算要求の概要及び当該関連資料をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舎企画室（以下「宿舎企画室」という。）が保有している文書である。

ウ 本件開示請求時点において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有もしていない。

エ 本件審査請求を受け、念のため改めて、宿舎企画室の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認できなかった。

(2) これを検討するに、当審査会において、諮問書に添付された開示実施文書（写し）を確認した結果も踏まえると、本件対象文書は本件開示請求文言を踏まえて特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）アないしウ及び上記第3の3（6）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（1）エの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2において別表を引用して説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

不開示部分には、公務員宿舎の名称、所在及び棟番号等に関する情報が記載されていると認められる。それらの一部には、本件対象文書の作成時点において、①建設予定の宿舎や購入予定の用地に関する情報、②廃止予定の宿舎に関する情報も含まれているので、その点に関し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、原処分時点においては、①の文書作成時点において建設予定の宿舎は、いずれも現存し又は建設計画が継続しており、同時点において購入予定の用地は、いずれも当該地に又はその周辺に宿舎が現存し、又は宿舎の建設計画があり、②の文書作成時点において廃止予定の宿舎は、いずれも複数ある棟の一部のみが廃止されたもので、現存した旨補足して説明する。

諮問庁の上記説明を覆すに足りる事情はないので、その内容も踏まえて検討するに、不開示部分は、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがある旨の諮問庁の説明（別表の「不開示とした理由」部分）を否定することはできない。

したがって、不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

裏面の行政文書ファイル（連番 27～30）に綴られた文書の全て。「公務員宿舎執務参考資料（平成 30 年度）」

2 本件対象文書

文書 1	平成 30 年度	公務員宿舎概算要求の概要（表紙のみ。）
文書 2	平成 30 年度	公務員宿舎概算要求の概要（表紙を除く。）
文書 3	平成 30 年度	公務員宿舎概算要求 参考資料①
文書 4	平成 30 年度	公務員宿舎概算要求関連執務資料①
文書 5	平成 30 年度	公務員宿舎予算要求の概要
文書 6	平成 30 年度	公務員宿舎予算要求 参考資料②
文書 7	平成 30 年度	公務員宿舎予算要求関連執務資料②

別表（不開示とした部分及びその理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	1 8 枚目ないし 2 0 枚目、2 2 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ一部	公務員宿舎の所在等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法 5 条 4 号に該当するため不開示とした。
文書 3	6 枚目、9 枚目、1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 4	6 枚目、8 枚目、9 枚目、1 4 枚目ないし 2 0 枚目、2 4 枚目ないし 2 7 枚目、2 9 枚目ないし 3 2 枚目、3 6 枚目ないし 3 9 枚目、4 1 枚目ないし 4 4 枚目、4 6 枚目、5 0 枚目ないし 5 9 枚目、6 1 枚目ないし 7 0 枚目、7 2 枚目、7 3 枚目、7 6 枚目、7 7 枚目及び 7 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 5	1 9 枚目ないし 2 1 枚目、2 3 枚目及び 2 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 6	6 枚目、9 枚目、1 2 枚目及び 1 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 7	6 枚目、8 枚目、9 枚目、1 4 枚目ないし 2 0 枚目、2 4 枚目ないし 2 6 枚目、2 9 枚目ないし 3 1 枚目、3 6 枚目ないし 3 9 枚目、4 1 枚目ないし 4 4 枚目、4 6 枚目、5 0 枚目ないし 5 9 枚目、6 1 枚目ないし 7 0 枚目、7 2 枚目、7 3 枚目、7 6 枚目、7 7 枚目及び 7 9 枚目のそれぞれ一部	

※ 「不開示とした部分」欄の「○枚目」は、当該頁の下部中央に記載されている頁番号と一致するものである。